

# 開発行為（立地基準）の事前確認書（市街化調整区域）

令和 年 月 日

神戸市長 へ

届出者 住所： \_\_\_\_\_

(代理者) 氏名： \_\_\_\_\_

担当者氏名： \_\_\_\_\_ 担当者TEL: \_\_\_\_\_

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認の申請をするために必要なので、都市計画法の規定に適合していることを確認願います。

建築主の 住所・氏名	住所： 氏名：				
建築場所	神戸市 区			敷地面積	m <sup>2</sup>
				地目	
建築物の用途			工事種別		
構造	造	建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>
計画内容種別	<input type="checkbox"/> 農林漁業用施設 <input type="checkbox"/> 農業者用住宅 <input type="checkbox"/> 公益上必要な建築物 <input type="checkbox"/> 非常災害のため必要な応急措置 <input type="checkbox"/> 通常の管理行為、軽易な行為 <input type="checkbox"/> 上津橋地区地区計画適合建築物 <input type="checkbox"/> 既存適法建築物の建替等 <input type="checkbox"/> その他				

※以下は記載しないでください。

所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支障なし</li> <li>本計画は都市計画法の規定に適合（許可不要）していることを確認しました。</li> <li>・支障あり</li> </ul>	(確認印)
該 当 条 文 等	<input type="checkbox"/> 法29条第1項第2号 農林漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物 <input type="checkbox"/> 法29条第1項第3号 公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為 <input type="checkbox"/> 法29条第1項第10号 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為 <input type="checkbox"/> 法29条第1項第11号 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの <input type="checkbox"/> 上津橋地区地区計画区域内での地区計画適合建築物（法34条第10号） <input type="checkbox"/> 既存適法建築物の建替等（法34条第14号 運用基準に適合） <input type="checkbox"/> その他：	
備考	根拠資料：	

## 本確認書について

### <目的・留意事項>

- ・本確認書は建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認の申請に必要な関係規定の適合確認のために、都市計画法による開発許可が不要の場合や建築許可が不要の場合等（表面の該当条文に掲げられたもの等）の適合有無の確認書になります。
- ・詳細については、別紙「開発行為（立地基準）の事前確認書（市街化調整区域）のご案内」を参照してください。
- ・本確認書は都市計画法施行規則第60条の適合証明書に代わるものとして、建築確認申請時に本確認書及び添付図書を添付し確認を受けてください。
- ・本確認書の確認に係る標準処理期間は1週間を目安とし、受取時には引換券が必要です。
- ・本確認書の有効期間は発行後1年間です。
- ・建築主、敷地の区画形状、建築物用途、計画建物配置及び延床面積等建築計画が変更となった場合は、都市計画法の適合確認はできなくなり、計画内容の変更を反映した確認書を再度提出いただく場合があります。
- ・本確認書は、提出された書類に基づき、建築確認申請に係る都市計画法の規定に適合していることを確認したもので、他の目的には使用できません。

### <必要書類>

※詳細については、別紙「開発行為（立地基準）の事前確認書（市街化調整区域）のご案内」を参照してください。

1. 提出部数 正本（申請用）・副本（交付用） 各1部を提出してください。
2. 添付図面等：すべての図面・写真で、建築敷地ラインを朱線で枠取りすること
  - ・正本には①～⑨（計画内容種別により異なる）を添付、副本は①及び③のみ添付してください。
  - ①位置図
  - ②現況平面図（既存建物を記載し、現況写真の撮影方向及び番号を記載すること）
  - ③計画平面図（計画建物、排水施設等を記載すること。）
  - ④現況・計画縦横断面図（既存・計画建物外壁線を記載すること。）
  - ⑤予定建築物各階平面図
  - ⑥予定建築物求積図
  - ⑦予定建築物立面図
  - ⑧現況写真（カラー）
  - ⑨その他計画内容によって必要とする図書